

平成 20 年（2008 年）告示

# 学習指導要領

## 小学校生活科

### Contents

小学校 各教科等の授業時数	1
小学校生活科 改訂のポイント	2
小学校生活科 学習指導要領 全文（新旧対照表）	3～6
小学校総則 改訂のポイント	7
小学校総則 全文	8～11
小・中学校道徳 改訂のポイント	12
小学校道徳（目標、内容の低学年部分抜粋）	13

※この冊子は、平成 20 年（2008 年）3 月 28 日に文部科学省が告示した学習指導要領、その他関係資料をもとに作成しています。最新の情報につきましては、下記ホームページ等をご参照ください。

- 文部科学省 新しい学習指導要領 ホームページ ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/))

## 【小学校 各教科等の授業時数】

平成 20 年 3 月 28 日告示より

### 学校教育法施行規則の一部改正後

区分	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。)

### 現行

区分	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語	272	280	235	235	180	175
	社会			70	85	90	100
	算数	114	155	150	150	150	150
	理科			70	90	95	95
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	90	90	90	90	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数				105	105	110	110
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		782	840	910	945	945	945

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。)

# 【小学校生活科 改訂のポイント】

平成 20 年 2 月 15 日公表資料より

- ・気付きをもとに考えたりすることなど、気付きを質的に高める観点から、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視。
- ・児童を取り巻く環境の変化を考慮し、安全教育に関する内容を充実、自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する指導を充実。
- ・地域の出来事などを身近な人々と伝え合う活動を行い、人とかかわる楽しさが分かり、進んで交流できるようにする旨の内容事項を新設。

## (1) 学習内容の改善・充実

- ☆ 自分の良さや可能性に気付き、意欲をもって生活することができるよう自分自身に関する事項を目標として新設
- 通学路の安全を守っている人々に关心をもつ
- 遊びに使うものを工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付く
- 動物や植物の継続的な飼育、栽培
- 身近な人々と伝え合う活動を行い、進んで交流する
- 気付いたことを基に考えさせるため、見付ける、比べる、例えるなどの学習活動を明示

## (2) 言語力の育成・活用の重視

- 身近な人々と伝え合う活動を行い、進んで交流する内容事項を新設。

# 【小学校生活科 学習指導要領 全文（新旧対照表）】

平成 20 年 3 月 28 日告示より

枠囲み 部分が新規追加項目、下線 部分は既存項目内での表現変更を示しています。  
(現行項目の配列は、改訂後と比べやすいよう、適宜変更しています。)

現 行	改訂後
<p><b>第1 目標</b></p> <p>具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。</p>	<p><b>第1 目標</b></p> <p>具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。</p>
<p><b>第2 各学年の目標及び内容</b></p> <p>〔第1学年及び第2学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などとのかかわりに関心をもち、<u>それらに愛着をもつ</u>ことができるようになるとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、<u>適切に行動</u>できるようにする。</p> <p>(2) 自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心をもち、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようになる。</p> <p>(3) 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して<u>気付いたこと</u>や<u>楽しかったこと</u>などを<u>言葉、絵、動作、劇化</u>などにより表現できるようにする。</p>	<p><b>第2 各学年の目標及び内容</b></p> <p>〔第1学年及び第2学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などとのかかわりに関心をもち、<u>地域のよさに気付き、愛着をもつ</u>ができるようになるとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、<u>安全で適切な行動</u>ができるようになる。</p> <p>(2) 自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心をもち、<u>自然のすばらしさに気付き、自然を大切に</u>したり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようになる。</p> <p>(3) 身近な人々、社会及び自然とのかかわりを深めることを通して、自分のよさや可能性に<u>意欲と自信をもって生活</u>することができるようになる。</p> <p>(4) 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して<u>気付いたこと</u>や<u>楽しかったこと</u>などを<u>方法により表現し、考える</u>ことができるようになる。</p>

現 行	改訂後
2 内容	2 内容
(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。	(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子や <u>その安全を守っている人々</u> などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。
(2) 家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考え、自分の役割を積極的に果たすとともに、規則正しく健康に気を付けて生活することができるようとする。	(2) 家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考え、自分の役割を積極的に果たすとともに、規則正しく健康に気を付けて生活することができるようとする。
(3) 自分たちの生活は <u>地域の人々</u> や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみをもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようとする。	(3) 自分たちの生活は <u>地域で生活したり働いたりしている人々</u> や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや <u>愛着</u> をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようとする。
(4) 公共物や公共施設はみんなのものであることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようとする。	(4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようとする。
(5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事にかかる活動を行ったりして、四季の変化や季節によって生活の様子が変わることに気付き、自分たちの生活を工夫したり楽しくしたりできるようとする。	(5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事にかかる活動を行ったりなどして、四季の変化や季節によって生活の様子が変わることに気付き、自分たちの生活を工夫したり楽しくしたりできるようとする。
(6) <u>身の回りの自然</u> を利用したり、身近にある物を使ったりなどして <u>遊びを工夫し</u> 、みんなで遊びを楽しむことができるようとする。	(6) <u>身近な自然</u> を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、 <u>遊びや遊びに使う物を工夫してつくり</u> 、 <u>その面白さや自然の不思議さに気付き</u> 、みんなで遊びを楽しむことができるようとする。

**枠囲み** 部分が新規追加項目、下線 部分は既存項目内での表現変更を示しています。  
(現行項目の配列は、改訂後と比べやすいよう、適宜変更しています。)

現 行	改訂後
<p>(7) 動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に关心をもち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。</p> <p>(8) 多くの人々の支えにより自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かり、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもつとともに、これから成長への願いをもって、意欲的に生活することができるようとする。</p>	<p>(7) 動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に关心をもち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようする。</p> <p>(8) <u>自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、身近な人々とかかわることの楽しさが分かり、進んで交流することができるようする。</u></p> <p>(9) <u>自分自身の成長を振り返り、多くの人々の支えにより自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かり、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもつとともに、これから成長への願いをもって、意欲的に生活することができるようする。</u></p>
<p><b>第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い</b></p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 自分と地域の人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できるような学習活動を行うこととし、校外での活動を積極的に取り入れること。<u>なお、必要に応じて手紙や電話などを用い伝え合う活動についても工夫すること。</u></p> <p>(4) 第2の内容の(7)については、2学年にわたって取り扱うものとし、動物や植物へのかかわり方が次第に深まるようにすること。</p>	<p><b>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</b></p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 自分と地域の人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できるような学習活動を行うこととし、校外での活動を積極的に取り入れること。</p> <p>(2) 第2の内容の(7)については、2学年にわたって取り扱うものとし、動物や植物へのかかわり方が深まるよう<u>継続的な飼育、栽培</u>を行うようすること。</p>

現 行	改訂後
<p>(6) 国語、音楽、図画工作など他教科等との関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。</p> <p>(※総則および道徳の該当箇所については、p.8、13に掲載しています。)</p>	<p>(3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、<u>生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。</u></p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。</p>
	<p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p>
<p>(1) 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう<u>に</u>学習活動を工夫すること。</p> <p>(3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒など多様な人々と触れ合うことができるようすること。</p> <p>(5) 生活上必要な習慣や技能の指導については、人、社会、自然及び自分自身にかかる学習活動の展開に即して行うようすること。</p>	<p>(1) 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。</p> <p>(2) 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えさせるため、見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動を工夫すること。</p> <p>(3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒など<u>の</u>多様な人々と触れ合うができるようすること。</p> <p>(4) 生活上必要な習慣や技能の指導については、人、社会、自然及び自分自身にかかる学習活動の展開に即して行うようすること。</p>

## 【小学校総則 改訂のポイント】

平成 20 年 2 月 15 日公表資料より

- ・知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立等を規定。
- ・教育基本法改正等を踏まえ、伝統や文化の継承・発展、公共の精神の尊重を道徳教育の目標に追加。
- ・小学校の道徳教育では、集団宿泊活動等を通じ、基本的な生活習慣やきまり、善惡の判断、人間としてしてはならないことをしないことを重視することを規定。
- ・体力の向上に加え、安全に関する指導や食育を規定。

### ① 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に従い、教育課程を編成することを明確化。
- ・知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立等を規定。
- ・道徳教育の目標に「伝統や文化」の継承・発展、「公共の精神」の尊重を追加。
- ・小学校の道徳教育では、集団宿泊活動等を充実し、基本的な生活習慣やきまり、善惡の判断、人間としてしてはならないことをしないことを重視する旨規定。
- ・体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮すべき旨を規定。
- ・安全に関する指導や食育について規定。

### ② 指導計画作成上の配慮事項

- ・児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりする活動を計画的に取り入れることを規定。
- ・障害のある児童等について、特別支援学校等の助言・援助を活用し、指導についての計画の作成等により障害の状態等に応じた指導内容等の一層の工夫を図るべき旨を規定。
- ・文字入力など基本的な操作や情報モラルを身に付けるなど情報教育の充実について規定。

※ 学習指導要領に定める内容はすべての児童に指導するものであって、各学校においてこれに加えて指導することができる旨の規定を引き続き置くことを踏まえ、各教科における「…は扱わないものとする」といった歯止め規定は一部を除き削除・改正。

## 第 1 章 総 則

### 第 1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

## 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。
- 5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳及び外国語活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳及び外国語活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

## 第3 授業時数等の取扱い

- 1 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。
- 2 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- 3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 4 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。
- 5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

## 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
  - (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
  - (2) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようすること。
  - (3) 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。
  - (4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。
- 2 以上のはか、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。
  - (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
  - (3) 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。
  - (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。
  - (5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。
  - (6) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
  - (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
  - (8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。
  - (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器

などの教材・教具の適切な活用を図ること。

- (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (11) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

# 【小・中学校道徳 改訂のポイント】

平成 20 年 2 月 15 日公表資料より

- ・道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化。
- ・より効果的な教育を行う観点から、発達の段階に応じて指導の重点を明確化。（小学校：挨拶、人間としてしてはならないことをしない、集団や社会のきまりを守る等を重視、中学校：社会の形成への主体的な参画等を重視）。
- ・各教科等で、それぞれの特質に応じて道徳の内容を適切に指導することを明確化。
- ・道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を開することを明確化。
- ・先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える魅力的な教材の活用。
- ・道徳性の育成に資する体験活動を推進。（小学校：集団宿泊活動等、中学校：職場体験活動等）

## (1) 学習内容の改善・充実

### 【小・中学校共通】

- 道徳の内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う内容であることを明確化
- 道徳の時間においては道徳の内容を各学年で全て取り上げること、各教科等においては道徳の内容について各教科等のそれぞれの特質に応じて適切に指導することを明確化
- 道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を開することを明確化
- 先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える魅力的な教材の開発や活用
- 体験活動の推進（集団宿泊活動など（小学校）、職場体験活動など（中学校））

### 【小学校】

- 自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てる（各学年共通）
- 自己の生き方についての考えを深める（各学年共通）
- 挨拶、人間としてしてはならないことをしない（低学年）
- 集団や社会のきまりを守る（中学年）
- 法やきまりの意義の理解、相手の立場を理解し、支え合う態度、集団における役割と責任（高学年）

### 【中学校】

- 自他の生命の尊重、法やきまりの意義の理解、社会の形成への主体的な参画
- 道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深める

## (2) 言語力の育成・活用の重視

- 自分の考え方を基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分の考えを深め、成長を実感できるような指導を重視。

## 第3章 道徳

### 第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

### 第2 内容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。  
かなめ

#### 〔第1学年及び第2学年〕

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
- (2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。
- (3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。
- (4) うそをついたりごまかしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。
- (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
- (3) 友達と仲よくし、助け合う。
- (4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。

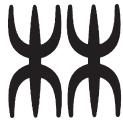
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

- (1) 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。
- (2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。
- (3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。
- (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。
- (3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
- (4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。
- (5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

(以下略)



明日の世代に  
**啓林館**

本 社 〒543-0052 大阪市天王寺区大道4丁目3-25 TEL.06-6779-1531  
札幌支社 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条2丁目6-1 TEL.011-842-8595  
東京支社 〒113-0023 東京都文京区向丘2丁目3-10 TEL.03-3814-2151  
東海支社 〒461-0004 名古屋市東区葵1丁目4-34 双栄ビル2F TEL.052-935-2585  
広島支社 〒732-0052 広島市東区光町1丁目7-11 広島CDビル5F TEL.082-261-7246  
九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目5-6 ハイヒルズビル5F TEL.092-725-6677